

**令和6年度スタートアップ起業家支援業務「F-StartUp」企画運営業務委託
公募型プロポーザル実施要項**

1 摘要

本要項は、「スタートアップ起業家支援業務『F-StartUp』企画運営業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続等の必要な事項を定めるものである。

2 趣旨

公立大学法人福知山公立大学（以下「本学」という。）では、福知山市から「NEXT 産業創造プログラム」の委託を受け、起業を目指す方が必要な知識やスキルを短期間で修得するためのプログラムを令和3年度から実施している。令和6年度においては、「NEXT 産業創造プログラム」の修了者、受講者等を対象として、事業拡大に向けての伴走支援を行うことで、福知山発のスタートアップ企業の育成を目指している。

以上の趣旨から、新規事業を立ち上げた企業の事業拡大を支援するための助言・指導を行う専門業者から提案を求め、本委託業務に最も適した者を選定する必要があることから、公募型プロポーザルを実施する。

3 委託業務の概要

(1) 業務名

スタートアップ起業家支援業務「F-StartUp」企画運営業務

(2) 業務内容

スタートアップ起業家支援業務「F-StartUp」企画運営業務

※別紙 スタートアップ起業家支援業務「F-StartUp」企画運営業務委託仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月10日（月）まで

(4) 委託費用

見積上限額 5,000,000 円以内（消費税及び地方消費税額を除く）とする。

※この上限額とは別に、契約手続の中で予定価格を設定する。

4 担当部署

〒620-0886 京都府福知山市字堀3370番地

公立大学法人福知山公立大学 企画・地域連携課 地域連携係 担当：大月

TEL：0773-24-7151 FAX：0773-24-7152

E-mail：kita-re■fukuchiyama.ac.jp

（※■は@と読み替えること。）

ホームページアドレス：<https://www.fukuchiyama.ac.jp>

5 参加資格等

(1) 参加資格

公募型プロポーザルに参加できる者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- イ 国及び地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- エ 過去 5 年間に於いて、営業又は事業に係する法令の規定による営業、事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を受けていないこと。
- オ 参加希望者の役員等が、福知山市暴力団排除条例（平成 24 年福知山市条例第 17 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- カ 国税、市町村税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- キ 委託前後を問わず、本学と緊密な連絡調整が可能であること。
- ク 令和 6 年 1 月 1 日時点で、自治体、大学等から本委託業務に類する業務を受託した実績を有していること。

(2) 失格事項

参加希望者が次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- ア 上記「(1) 参加資格」を満たしていないとき。
- イ 同一の事業者から複数の企画提案書の提出があったとき。
- ウ 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- エ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- オ 企画提案書等の受付期限までに、所定の書類が整わなかったとき。
- カ その他不正な行為があったとき。

(3) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加申込書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から受託候補者の決定日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

6 参加申込手続

公募型プロポーザルの参加申込にあたっては、次のア～ケに定めるところにより関係書類を作成し、提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 法人等の概要（様式2）

ウ 参加資格に係る誓約書（様式3）

エ 申請者が法人である場合は履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し、個人である場合は代表者の身分証明書又は住民票の写し

オ 市町村税完納証明書（原本提出）

申請者が法人である場合は法人に係る市町村税完納証明書、個人である場合は代表者の市町村税完納証明書

カ 業務実績書（様式4）

キ 会社の組織が分かる資料、パンフレット等

ク 本社か支店等に本プロポーザルの参加申請契約行為の権限を委任する場合は委任状

ケ 貸借対照表及び損益計算書

(2) 提出部数 各1部

(3) 参加申込期限 令和6年5月31日（金）17時（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。※郵送の場合は期限内必着とする。

(5) 提出先 〒620-0886 京都府福知山市字堀3370番地

公立大学法人福知山公立大学

企画・地域連携課 地域連携係 担当：大月

TEL：0773-24-7151 FAX：0773-24-7152

E-mail：kita-re■fukuchiyama.ac.jp

（※■は@と読み替えること。）

(6) 参加資格の審査等

上記5に定める参加資格要件を満たしているかの審査を行い、参加資格審査結果通知書を令和6年6月4日（火）までにメールで送信する。併せて、参加資格要件を満たしている者には、企画提案書等の提出を要請する。

7 質疑

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問・回答書（様式5）を提出すること。

(1) 提出期限 令和6年5月21日（火）17時分まで

(2) 提出方法 質問・回答書（様式6）をメールにより送付すること。

(3) 提出先 6（5）に同じ

(4) 回答 令和6年5月28日（火）までに全ての参加希望者に通知する。

なお、質問・回答書の提出期限後の質問には応じないので留意すること。

8 企画提案書等の内容及び提出方法

企画提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、仕様書により企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式6）

イ 企画のポイント等（A4：任意様式 10 ページ以内）別紙仕様書を参照の上、以下の内容が簡潔にわかるようにすること。

- 企画提案コンセプト
- 別紙「仕様書」を踏まえた企画の内容
- 業務の実施スケジュール
- 実施体制

ウ 見積書及び積算内訳書（A4判様式任意）

※見積書に記載する金額は、契約金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を記載すること。（円未満切捨て）

エ 委託事業に係る過去の実績（A4判様式任意）

※委託事業に類似する実績があれば、概要が分かる資料を添付すること。

オ その他必要と思われる提案資料

(2) 提出期限

令和6年6月14日（金）17時（必着）

(3) 提出方法

電子メールにて提出とする。（必ず電話で着信の確認をすること。）ファイル形式はPDFとし、提出するファイルの合計容量が20MBを超える場合は事前に担当者に連絡すること。なお、必要に応じ追加資料の提出を依頼することがある。

(4) 提出先

6（5）に同じ

(5) 辞退

提案者で、企画提案等の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出期限までに上記に提出すること。

9 企画提案書の取扱いについて

企画提案書は、下記により取り扱う。

(1) 提案書等の著作権は提案者に帰属し、本学は次の(2)のただし書き及び(3)の場合、提案書等を無償で使用する権利を持つものとする。

(2) 提案書等は、本業務委託業者の選定以外に提案者に無断で使用しないものとする。ただし、委託業者として選定された提案者の提案書等については、委託業者選定後、一定期間、ホー

ムページ等での公表に使用することがある。

- (3) 提案書の内容について、提案者にヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングに要する費用については、提案者の負担とする。
- (4) 委託業務の事項及び業務の進め方等についての詳細については、適宜、本学との協議を重ねながら決定していくため、場合によっては、事業開始の前後を問わず、企画内容の変更、差し替え等を依頼する場合がある。
- (5) 提出した企画提案書を本学に無断で他の事業等へ転用することはできない。

10 審査方法

(1) 審査

- ア 提出された企画提案書等により、令和6年6月19日(水)(予定)にプレゼンテーションによる審査を行う。
- イ 企画提案書等の内容を総合的に審査の上、事業実施に適切な業者を受託候補者として採用する。なお、見積書の金額が安価な提案を行った者を、第一義的に採用するものではない。
- ウ 各審査員評価点の合計が、満点の60パーセントを満たす企画提案者がいなかった場合等、委託候補者を選定しないことがある。
- エ 応募者が多数であった場合には、書類による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションによる選考(二次審査)を行う場合がある。
- オ プレゼンテーションにあたっては、企画提案書の内容の範囲内でスライド(パワーポイント等)を用いるなど、わかりやすく説明すること。
- カ プレゼンテーションの時間・方法等は、審査会実施前に別途通知する。

(2) 評価項目

ア 業務経歴

新規事業を立ち上げた企業の事業拡大を支援するための助言・指導に関する知見やノウハウを有しているか。また、これまでの実績から質の高い着実な履行が期待できるか。

イ 企画提案内容

スタートアップ起業家支援業務「F-StartUp」企画運営業務委託仕様書に沿った企画提案がなされているかどうか。

ウ 見積金額

適切な経費の内訳となっているか。

(3) 結果通知

審査結果は、企画提案書の提出があった事業者のみに対して書面で通知するとともに、本学ホームページにおいて公表する。審査結果に対する異議申立は、受け付けない。

(4) 事業者との契約

選定された者は、速やかに本学北近畿地域連携機構と準備に向けた打合せを行うこと。

1 1 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

本プロポーザルにより選定した第一交渉権者を相手方として、公立大学法人福知山公立大学契約事務規程第21条第2号及び福知山市財務規則の施行について（例規通達）第4第5項第1号に準じ、委託内容、経費等について再度調整を行った上で随意契約を締結する。不成立となった場合は、第二交渉権者、第三交渉権者の順に同手続を行う（評価点の合計が、満点の60%を満たしている場合に限る）。

(2) 支払方法

支払いについては、適正な請求書を受理したのち支払うものとする。

1 2 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期限
プロポーザルに関する質疑 受付期限	令和6年5月21日（火）
質疑への回答	令和6年5月28日（火）
参加申込書の提出期限	令和6年5月31日（金）
参加資格審査結果通知	令和6年6月4日（火）
企画提案書の提出期限	令和6年6月14日（金）
審査会の実施	令和6年6月19日（予定）
企画提案者への結果通知	令和6年6月下旬（予定）
契約締結	令和6年7月以降（予定）

1 3 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、全て参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書、見積書等は返却しない。
- (3) 企画提案書の著作権は、参加者に帰属するものとするが、本案件のプロポーザル実施の報告等の業務の範囲内において必要と認める場合は、参加者の承諾なしに無償で提出書類の内容を使用できるものとする。
- (4) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (5) 企画提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とする。
- (7) 企画提案書等の受理後の差替え及び追加・削除は、原則として認めない。
- (8) 企画提案書の提出者が1者であった場合は、評価基準による得点が60%を超え、かつ審査

- 会で認めたものであることを条件に、受託候補者と協議の上、決定することがある。
- (9) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ福知山市及び本学と協議し、福知山市及び本学が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができる。
 - (10) 募集及び契約は、福知山市及び本学の都合により中止することがある。
 - (11) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、市及び本学の指示に従うこと。
 - (12) 委託期間中において委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告すること。
 - (13) その他、定めのない事項については、公立大学法人福知山公立大学の諸規程、その他関係法令等に従うものとする。

以 上